

## 静岡県告示第163号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年3月11日から起算して15日間、由比港漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木 康 友

### 1 発起人の住所氏名

静岡県静岡市清水区由比642-7	望月 康弘
静岡県静岡市清水区由比317	鈴木 洋至
静岡県静岡市清水区由比今宿98-2	望月 俊成
静岡県静岡市清水区由比阿僧966-8	熊谷 好貢
静岡県静岡市清水区蒲原神沢221	石原 有一郎

### 2 加入区

由比港加入区

### 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

由比港漁業協同組合